

TPP大筋合意の概要（林産物）

1. 林産物の合意内容について

TPPが「全ての品目の関税撤廃」を原則とする中で、衆・参農林水産委員会の国会決議を踏まえ、交渉を行った。

① 合板・製材

輸入額が多い国（カナダ、マレーシア）や、輸入額の伸びが著しい国に対して、16年目までの長期の関税撤廃期間と、輸入量が急増した場合に関税をTPP協定の発効前の水準に戻すセーフガードを確保。（非農産品である林産物へのセーフガードの設定は初めて。）

例：マレーシアの合板とカナダの製材の場合

- ・ 現行税率 4.8～10.0%。
- ・ 初年度に関税を 50%削減、その後は税率を維持、16年目に撤廃。
- ・ セーフガードは 16年目以降も維持。

② 合板・製材の代替・競合品（OSB）

①と同様、輸入額が多い国（カナダ）に対し、16年目までの長期の関税撤廃期間とセーフガードを確保。

③ 環境分野

違法伐採木材に関し、各国における行政措置の強化や各国間の協力に関する規律を規定。

2. 当面の動きについて

今週中速やかに、党のTPP対策委員会等で結果報告。 その後、政府の国内対策本部が設置される見込み。

（以上）

TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果

1 米：

(1) 米及び米粉等の国家貿易品目

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（米の場合 341 円/kg）を維持。

② 米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定。

米国：5万t（当初3年維持） → 7万t（13年目以降）

豪州：0.6万t（当初3年維持） → 0.84万t（13年目以降）

※ 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式（6万トン）へ変更する予定。

(2) 米の調製品・加工品等（民間貿易品目）

一定の輸入がある米粉調製品等は関税を5～25%の削減とし、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は関税を削減・撤廃。

2 麦：

(1) 小麦

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55 円/kg）を維持。

② 米国、豪州、カナダに国別枠を新設（計 19.2 万 t（当初） → 25.3 万 t（7 年目以降）・SBS方式）。

③ 既存のWTO枠内のマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外的小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。

④ 小麦製品については、小麦粉調製品等にTPP枠又は国別枠を新設（4.5万t（当初） → 6万t（6年目以降））し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティは、関税を9年目までに60%削減。

(2) 大麦

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39円/kg)を維持。
- ② TPP枠を新設(2.5万t(当初)→6.5万t(9年目以降)・SBS方式)。
- ③ 既存のWTO枠内のマークアップを9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。
- ④ 麦芽については、現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定(計18.9万t(当初)→20.1万t(11年目以降))。

3 甘味資源作物：

(1) 砂糖

- ① 粗糖・精製糖等については、現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。
 - ア 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。
 - イ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
- ② 加糖調製品については、品目ごとにTPP枠を設定(計6.2万t(当初)→9.6万t(品目ごとに6~11年目以降))。

(2) でん粉

現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。

- ① 現行の関税割当数量の範囲内で、TPP枠を設定(7.5千t)。
- ② TPP参加国からの現行輸入量が少量のでん粉等(コンスターチ、ばれいしょでん粉等)については、国別枠を設定(計2.7千t(当初)→3.6千t(品目ごとに6~11年目以降))。

4 牛肉：

(1) 関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減。

(38.5%(現行)→27.5%(当初)→20%(10年目)→9%(16年目以降))

(2) セーフガード：

- ① 発動数量(年間)：59万t(当初)→69.6万t(10年目)→73.8万t(16年目)
(関税が20%を切る11年目以降5年間は四半期毎の発動数量も設定。)

- ② セーフガード税率：38.5%（当初）→30%（4年目）→20%（11年目）→18%（15年目）
 16年目以降のセーフガード税率は、毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば次の年は削減されない）、4年間発動がなければ廃止。
 家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用（当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末日まで不適用）。

5 豚肉：

- (1) 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524円/kg）を維持。
- (2) 従量税は関税撤廃を回避。
 従価税（現行4.3%）：2.2%（当初）→0%（10年目以降）
 従量税（現行482円/kg）：125円/kg（当初）→50円/kg（10年目以降）
- (3) セーフガード：輸入急増に対し、従量税を100-70円/kgに、従価税を4.0-2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを措置（11年目まで）。

6 乳製品：

(1) 脱脂粉乳・バター

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（脱脂粉乳21.3%+396円/kg等、バター29.8%+985円/kg等）を維持。
- ② TPP枠を設定（生乳換算）

脱脂粉乳	2万659t（当初）	→	2万4102t（6年目以降）
	（製品 3,188t	→	3,719tに相当）
バター	3万9341t（当初）	→	4万5898t（6年目以降）
	（製品 3,188t	→	3,719tに相当）
<hr/>			
合計	6万t（当初）	→	7万t（6年目以降）

(2) ホエイ

脱脂粉乳と競合する可能性が高いものについて、21年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

(3) チーズ

- ① モッツアレラ、カマンベールなどについては、現行関税を維持。
- ② チェダー、ゴータ、クリームチーズ等については、16年目までの長期の関税撤廃期間を設定。
- ③ プロセスチーズについては少量の国別枠、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては国産使用条件付き無税枠を設定。

7 5品目以外の農産物：

- (1) 小豆及びいんげん豆については、枠内関税を撤廃するものの、枠外税率を維持。こんにゃく及びパイナップル缶詰については、枠外税率を15%削減。いずれも関税割当制度を維持。
- (2) このほか、鶏肉、鶏卵、オレンジジュース、りんご等一部の品目について、11年目まで又はそれを超える関税撤廃期間を設定。
- (3) また、競走馬、オレンジについて、セーフガードを措置。

8 林産物：

- (1) 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいもの（マレーシア、NZ、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材）については、16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。
- (2) なお、違法に伐採された木材の貿易に対する規律についても合意。

9 水産物：

- (1) あじ・さばについては12～16年目までの長期の関税撤廃期間を、主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類、ぶり、するめいか等については11年目までの関税撤廃期間を、それぞれ設定。
- (2) 海藻類（のり、こんぶ等）については、関税を15%削減。
- (3) なお、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持。

10 各国の対日関税：

我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、米、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。具体的には、以下の措置を獲得。

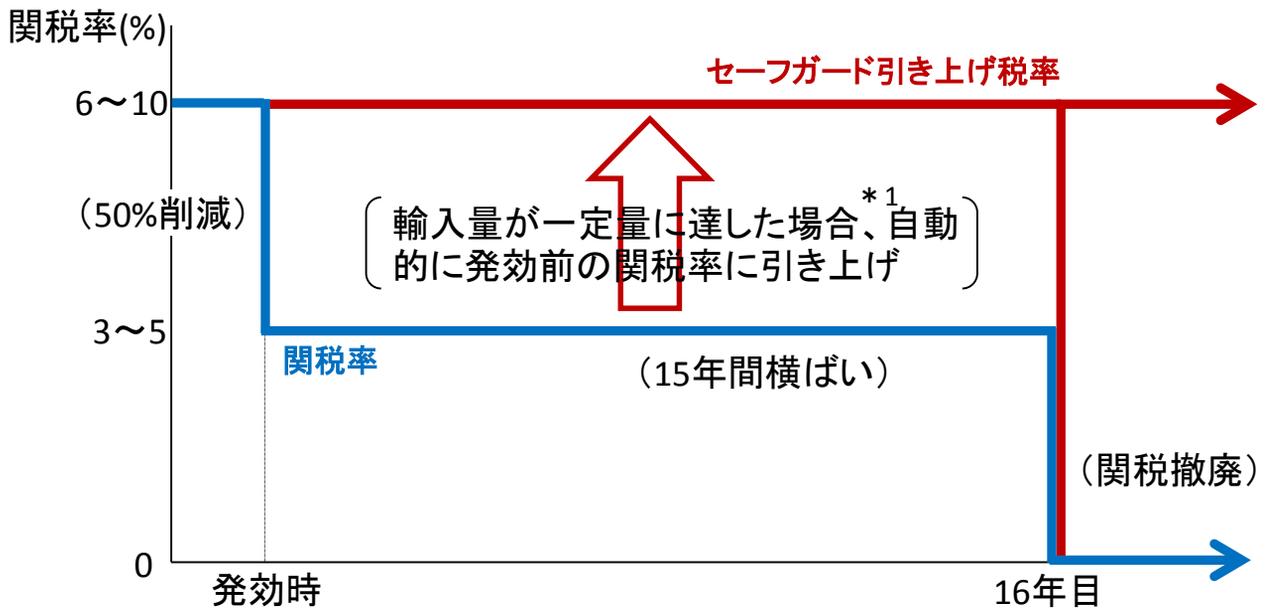
- ① 米国向けの牛肉については、15年目に関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20～40倍（3,000t（当初）→6,250t（最終年））に相当する数量の無税枠。
- ② 米国向けの米については、5年目に関税撤廃。
- ③ また、近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時の関税撤廃。

林産物

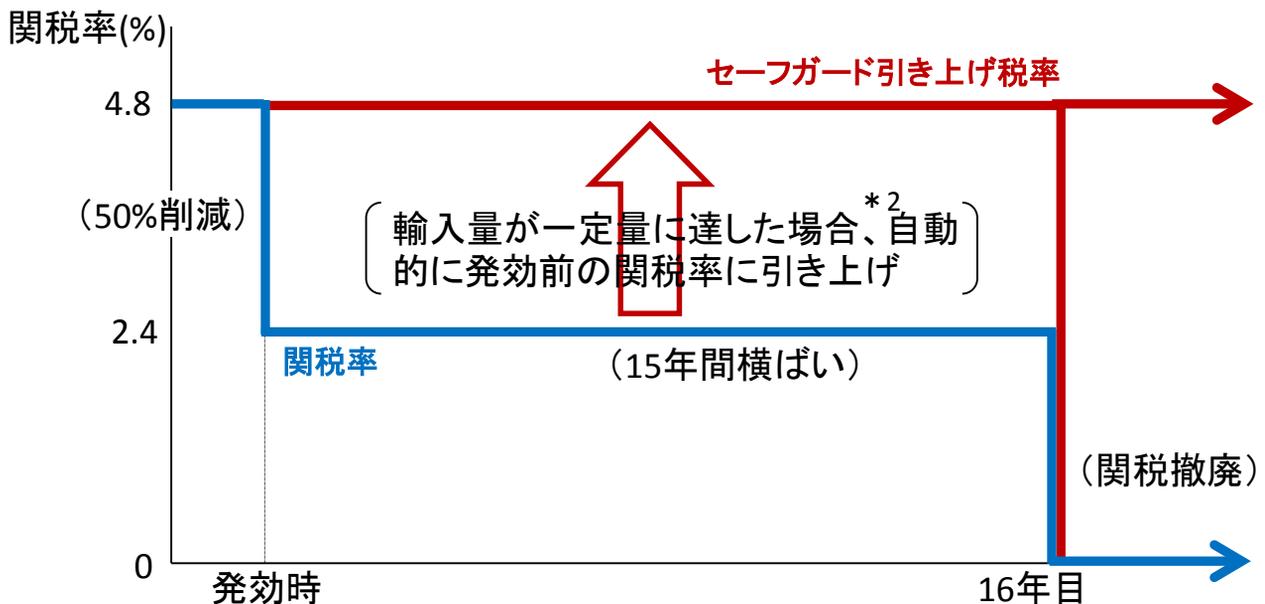
- 合板及び製材は、輸入額の多い国又は輸入額の伸びが著しい国に対し、16年目までの長期の関税撤廃期間とセーフガードを国別に設定。
- 非農産品である林産物にセーフガードを設定するのは、世界でも前例のない措置。
- 合板、製材の代替・競合品であるOSB(オリエンテッドストランドボード)もセーフガード付きで16年目までの段階的撤廃。

※ 薄く切削した長方形の木片を並べた層を、互いに繊維方向が直交するように重ねて高温圧縮した板製品

1. 合板(例:マレーシア)



2. 製材(SPF)(例:カナダ)



〔注〕上記1、2ともマレーシア及びカナダの主要品目については、関税撤廃後もセーフガードを維持可

* 1: マレーシアの熱帯産木材の合板の場合、発効時1,044千m³、毎年20.9千m³増、16年目以降毎年31.3千m³増。

* 2: カナダのSPF製材の場合、発効時1,573千m³、毎年31.5千m³増、16年目以降毎年31.5千m³増。